

23三総契第522号
平成24年3月30日

事業者 各位

三鷹市長 清原慶子
(公印省略)

入札制度の見直しについて（通知）

入札の透明性・競争性・公平性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保等にも配慮した入札を実現するため、下記のとおり入札制度の見直しを行うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 見直し内容

(1) 地域要件の見直し

改正前	改正後
○1,000万円以上6,000万円未満 地域要件 市内 発注方法 単独	○1,000万円以上6,000万円未満 地域要件 市内 発注方法 単独 <u>ただし、土木関係工事※1については、市内本店及び緊急工事の契約を締結している市内支店、営業所等で経審総合評価値がおおむね1,000点未満のものに限る。</u>
○6,000万円以上1億5,000万円未満 地域要件 多摩 発注方法 単独 2者JV（1者市内）	○6,000万円以上1億5,000万円未満 <u>次のア、イのいずれか</u> <u>ア 地域要件 近隣※2</u> 発注方法 単独 <u>イ 地域要件 市内</u> 発注方法 2者JV（1者市内本店）
○1億5,000万円以上 地域要件 都内 発注方法 2者JV（1者市内）	同左

※1 道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設

工事、一般土木工事など

※2 武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市及び三鷹市

(2) 地域貢献度等に対する評価の見直し

改正前	改正後
○前年度の工事成績評定点が、平均で80点以上である者 経審総合評定値に50点加算	同左
○災害時における支援等に関する協定を締結している者で活動の実績を有するもの 経審総合評定値に50点加算	同左
○ISO（国際標準化機構）9000 S又は14000 Sの認証を取得している者 経審総合評定値に25点加算	同左
○法定障がい者雇用率を遵守している者 経審総合評定値に25点加算	同左
	○市道維持補修又は下水道維持管理に係る緊急工事の契約を締結している者 経審総合評定値に50点加算（原則として土木関係工事の案件に限る）

(3) 最低制限価格の対象範囲の見直し

改正前	改正後
○最低制限価格 対象範囲 <u>3,000万円以上</u>	○最低制限価格 対象範囲 <u>1,000万円以上</u>

(4) 予定価格及び最低制限価格の公表区分の見直し

改正前	改正後
○予定価格 事前公表 <u>2,000万円以上</u> 事後公表 <u>130万円を超え2,000万円未満</u>	○予定価格 事前公表 <u>原則として行わない</u> 事後公表 <u>原則として130万円超</u>

○最低制限価格 事前公表 <u>3,000万円以上</u> 事後公表 <u>(なし)</u>	○最低制限価格 事前公表 <u>原則として行わない</u> 事後公表 <u>原則として1,000万円以上</u>
--	--

2 適用日

平成24年4月1日以後に告示又は指名をする競争入札に適用する。

問い合わせ先

総務部契約管理課契約係

内線2261～2263